

「生活支援戦略」に関する指定都市市長会意見

現在、生活支援戦略の策定は大詰めを迎えており、本年9月28日の社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会において、厚生労働省から、これまでの主な議論を踏まえた制度改革の論点が示された。

具体的な制度改革についての検討は今後の議論によるところではあるが、このたび示された論点に対する指定都市市長会の意見は、以下のとおりである。

1 新たな生活困窮者支援体系について

(1) 地方自治体の役割の明確化等

新たな生活困窮者支援体系について、地方自治体の役割、総合的な相談窓口の実施主体、支援の担い手及び既存の施策・機関との関係性等が、いまだに明らかにされていない。また、支援の対象者となる「社会的孤立者」についても、対象者の範囲及び支援方法が漠然としている。更には、地方自治体に義務付けられる事務及び地方と国の費用負担の在り方も示されていない。

これらは、地方自治体が、新制度の実効性や持続可能性を検討するとともに、実施に向けた体制の整備を図るに当たって、非常に重要な事柄であることから、地方自治体の意見も十分に踏まえ、早急に明らかにするべきである。

新制度を実現し持続していくためには、当該制度が、地方自治体にとって事務的・財政的に過重な負担とならないこと、地域の実情に適合させることができる柔軟な制度設計であること及び支援の担い手として協働する社会福祉法人やNPOなどの民間支援団体を育成することが必要不可欠である。国においては、このことを十分に踏まえて、地方自治体の意見を反映しながら制度設計を進めるべきである。

(2) 生活保護に至らず自立できるセーフティネットの構築

現行の求職者支援制度は、生活保護以下の給付水準であることから、第2のセーフティネットとして十分に機能しているとは言えない。また、住宅手当制度についても、生活保護に至らず自立するために一定の効果を発揮しているものの、単独の制度では不十分である。

このため、求職者支援制度との併給を認める形で住宅手当制度を継続し、生活保護と同等以上の給付水準、就労支援及び居住の確保が一体となった支援制度を構築するべきである。

また、家計再建支援についても、相談の充実や貸付の迅速化など、自立を促すための機能を強化するべきである。

これらの仕組みにより第2のセーフティネットを強化し、就労により自立可能な者が生活保護に至らないようにするべきである。

2 生活保護制度の見直しについて

生活保護制度の見直しについては、就労へのインセンティブが働く制度設計、地方自治体の調査権限強化、指定医療機関への指定体制強化及び不正受給対策の強化等、これまでの指定都市市長会の提案を取り入れているところもあり、一定の評価はできるものの、実施には課題もある。このため、今後、具体的な制度設計を進めるに当たっても、実務に携わっている地方自治体の意見を十分に反映していただきたい。

また、最低生活を保障した上での医療費の一部自己負担等による医療扶助の適正化、年金制度と整合する生活保障制度及び生活保護費の全額国庫負担等、これまで指定都市市長会が提案してきたが、今回の制度改革案に盛り込まれていない事項についても、引き続き検討を行うべきである。

平成24年11月5日
指定都市市長会